

# 平成30年度

## 一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億9354万円を減額し、それぞれ74億6305万円としました。

### 歳入の主な補正（減額）

- 町民税
  - 町たばこ税……………▲834万円
- 国庫補助
  - 南下城山防災公園事業補助金……………▲1581万円
- 繰入金
  - 財政調整基金繰入金……………▲8984万円
- 雑入
  - 駒寄スマートIC大型車対応化事業に係る前橋市負担金……………▲5157万円
- 町債
  - 役場庁舎非常用発電機設置事業……………▲1090万円

### 歳出の主な補正（減額）

- 役場庁舎非常用発電機設置事業……………▲994万円
- 介護保険事業特別会計繰出金……………▲1012万円
- 地籍調査業務委託料……………▲1129万円
- 南下城山防災公園整備事業……………▲1470万円
- 駒寄スマートIC大型車対応化事業……………▲6876万円

## 平成30年度 各会計別補正予算の状況

(万円未満は四捨五入)

会計名		補正額	補正後の予算額
一般会計		▲1億9354万円	74億6305万円
特別会計	公共下水道事業	▲1802万円	4億3060万円
	国民健康保険事業	94万円	19億2686万円
	農業集落排水事業	▲186万円	1億5628万円
	住宅新築資金等貸付事業	159万円	541万円
	介護保険事業	▲7587万円	14億910万円
	後期高齢者医療事業	193万円	1億9067万円
企業会計	水道事業	収益的収入	1187万円
		収益的支出	343万円
		資本的収入	3359万円
		資本的支出	6830万円
			4億3110万円
			4億684万円
			1億1573万円
			3億7286万円

関連記事↓12ページ

職名	消防団員報酬（年額）	
	改正後	改正前
機関員	50,000円 ←	47,000円
団員	43,000円 ←	39,000円
ラッパ手	45,000円 ←	41,000円

特別職報酬等審議会からの答申を受け、検討した結果、消防団員の報酬の一部を増額し、消防団員を確保するため、次の改正を行うものです。

### 消防団員報酬の増額

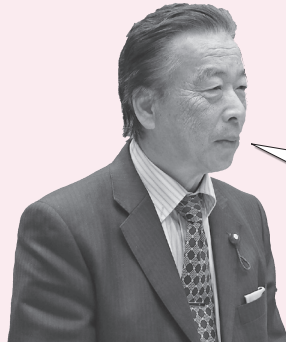
消防団条例の一部改正

## 2万2千円の報酬増

議員定数の削減により、議員1人あたりの責任が増大すること、将来的に多様な人材確保の観点などから、特別職報酬等審議会へ諮問し、答申を受けて検討した結果、議会議員の報酬の増額を行うものです。

職名	議員報酬(月額)	
	改正後	改正前
議長	300,000円	← 278,000円
副議長	234,000円	← 212,000円
常任委員長	222,000円	← 200,000円
常任副委員長	216,000円	← 194,000円
議会運営委員長	222,000円	← 200,000円
議会運営副委員長	216,000円	← 194,000円
議員	212,000円	← 190,000円

### 反対討論



定数削減により、議員報酬を増やすもので、町民の理解を得られないと考え反対するものです。

こいけ はるお 議員

### 議会基本条例の一部改正

議会基本条例には、今まで町民に対し、議会の報告会などを開催するための条項がありませんでした。議会では、開かれた議会を指し、調査検討を重ね、基本条例に、議会報告会を年1回以上開催するよう努める条項を追加しました。

### 議会委員会条例の一部改正

議員定数を16人から14人に削減しました。これに伴い、委員会の数や委員数について調査検討を重ね、5つあった常任委員会を3つの常任委員会にしました。改正後、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、議会広報常任委員会、委員数は各7人です。

## 議会改革検討結果（議会改革推進特別委員会の答申により）

議会では、議会改革として議員定数の削減や議会基本条例、議会委員会条例の改正を本会議で可決しました。

また、開かれた議会を目指し、その他にも規程の制定や改正を行いました。

主な改正は以下のとおりです。

#### 定例会招集規則

定例会の招集月を、やむを得ない場合は変更できるように改正。

#### 議会全員協議会規程

協議の機会を増やすため、全員協議会の招集要請要件を4分の1（現在は4人）以上から2人以上に緩和する。

#### 請願及び陳情規程

受付期限を議会運営委員会などで審議できるよう改正。

#### 議長交際費支出基準及び公開に関する規程

交際費の公開内容に支出内容を加え、公開内容を広げる改正。

#### 議会手話通訳及び要約筆記実施規程の制定

傍聴の機会を増やすため手話通訳者などの派遣を行うため。

#### 議会傍聴規則

手話通訳者の席の確保や傍聴人の個人情報保護のための改正。

#### 議会の運営に関する基準を制定

- 欠席期間について、出産に伴う欠席期間については産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間の期間とする。
- 育児、介護、看護などの特別な事情についても欠席を認める。
- 議会運営委員の選任について、常任委員長を優先的に選任すること。
- 傍聴人の個人情報保護への配慮。などを明文化した。